

盛岡広域振興局長告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年3月6日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 八幡平市大更第34地割377番1、377番2、378番1、379番1、380番1及び381番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産